防犯カメラの設置及び運用に関する要領

１　趣旨

　　この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、事項に定める配置目的を達成するため、

「　　　　　　　　　　　　　　　　　」が設置する防犯カメラの設置及び運用に関し、必要な事項を定めることにより、その適正な設置運用を図ることとする。

２　設置目的

　　「　　　　　　　　　　　　　　　　　」が設置する防犯カメラは、犯罪防止のために設置することとする。

３　設置の場所等

（１）設置の場所及び設置台数

　　　別紙配置図のとおり、「　　」台の防犯カメラを設置し、撮影方向を表示する。

（２）設置の表示

　　　防犯カメラの撮影区域の入口等の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名として「　　　　　　　　　　　　　　　　」を記載することとする。

４　管理責任者等

（１）防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。

（２）管理責任者は、「　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」をもって充てる。

（３）管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くこととする。

（４）操作取扱者は、管理責任者が指定した者とする。

５　画像の管理

（１）保存期間

　　　画像データの保存期間は、「　　　」日間とする。

（２）画像の不必要な複製等の禁止

　　　記録された画像の不必要な複製や加工を行わないこととする。

（３）画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去することとする。

記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録することとする。

６　画像の利用及び提供の制限

（１）記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないこととする。また、次の場合を除き第三者に提供しないこととする。

ア　法令に基づく手続きにより、照会等を受けた場合

イ　個人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

エ　画像データから識別される特定の個人の同意がある場合

（２）閲覧・提供に当たっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像の内容等を記録しておく。

７　苦情等への対応

　　設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応することとする。

８　その他

（１）防犯カメラの画像の取扱いについては、個人情報保護法制の規定に基づき、適正に取り扱うこととする。

（２）この要領に定めるもののほか、防犯カメラの運用に必要な事項は、設置者がこれを定める。